

## 遺産分割における生命保険の活用

生命保険に加入しておく、相続の際にどのようなメリットがあるのでしょうか。今回は、生命保険金が遺産分割においてどう扱われるか確認した上で、その活用法や節税効果をご紹介します。

### 【生命保険金は原則、遺産分割協議の対象外】

生命保険金の特徴は、支払われた保険金が指定した受取人の固有財産となることです。したがって、遺産分割協議の対象外であり、遺留分侵害額請求（一定の相続人が最低限もらえる相続割合）の対象でもありません。ただし、生命保険金を受け取る相続人と他の相続人との不公平が著しいと、遺産総額に加算されることがあります（特別受益）。例えば、遺産総額が1,000万円、受取人に指定された相続人の受取死亡保険金が8,000万円の場合、計9,000万円を遺産総額として遺産分割を進められる可能性があります。

### 【保険金の活用法】

生命保険金は、被相続人の死亡後速やかに現金で支払われるため、次の資金として活用できます。

#### ①代償分割資金の確保

遺産の大半が換金できない（事業用資産や自社株等）場合、事業承継者となる相続人がそれらを丸ごと相続し、他の相続人に代償金を支払う方法があります（代償分割）。この代償金に保険金を充てることで、円満な遺産分割ができます。

#### ②相続税の納税資金の確保

相続税は原則として、被相続人の死亡後10か月以内に、現金で一括納付することになっています。保険金を充てれば、納税もスムーズに済みます。

### 【生命保険の節税効果】

父が加入し自分で保険料を負担し、死亡時に保険金を長男が受け取る場合、「みなし相続財産」として相続税を課されます。ただし、相続人が受け取るので、生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）が適用され、節税効果があります。

### 【生命保険契約照会制度】

被相続人が孤独死したり、認知症を発症した場合、親族等が申し出れば、被相続人の保険への加入の有無を一括照会できる「生命保険契約照会制度」が令和3年7月から始まりました。お困りの方はご利用をお勧めします。

大切な財産を守るため、セミナーに足を運び、ご不明な点は専門家に相談してみたいかがでしょうか。

JBAグループ

## はなだより～敬老の日～

2023年『敬老の日』は9月18日です。大切なおじいちゃん、おばあちゃんに感謝の気持ちを伝え、長寿を祝う日です。敬老の日が現在のように国民の祝日となったのは1966年9月15日。その後、2003年からは9月の第三月曜日になりました。9月15日は『老人の日』として残っています。

世界各国にも、お年寄りを敬い感謝の気持ちを伝える日があります。アメリカは9月第二日曜日、イタリアは10月2日『祖父母の日』です。韓国も10月2日を敬老の日としています。年上の人を敬うのが当たり前という考えが定着しており、敬老の日を特別な日とする風習はないそうです。素晴らしいですね。祝日となっているのは日本とパラオ（5月5日）だけだそうです。

では、多くの人は何歳から敬老の日のプレゼントを贈っているのでしょうか。日本の法令では65歳以上を高齢者としていますが、還暦や古希等の祝い等を機に贈るようになることが多いそうです。また、孫ができた歳からお祝いするというのも一般的なようです。プレゼントには花がよく選ばれますが、とくに決まりはありません。自分や相手の好きな花を選んで日頃のありがとう！の気持ちと一緒に贈りたいですね。

フラワースペースデザイン部でも様々な花束やアレンジメントを承っております。あなたの気持ちを伝えるお花をお作り致します。お気軽にお問い合わせください。インスタグラム『fsd\_dreamer』でチェックしてみてくださいね。



## 葬儀の現場から～自分の心に問いかける～

新型コロナウイルス感染症が5類に変更されて数か月。感染が減ったわけではありませんが、各種規制も緩和され、皆様の生活にも少し変化があったのではないのでしょうか？コロナ禍を機に、葬儀の形や考え方も変更を余儀なくされました。そしてコロナ前の生活を徐々に取り戻しつつある現在、私達には以前にも増して様々な選択肢が与えられています。家族葬にすべきか？合食は自粛する？法事も内々で済ませるか、それとも？日々新しい判断基準が更新され、宗教への価値観も多様化する現代において、一体何を指針に判断すべきか、迷ってしまいますよね。

以前携わったあるご当家族は、本来ならば大勢の人を呼んで盛大に葬儀を出したかった、とおっしゃっていました。コロナの事情からやむを得ず家族葬で行ったのです。まだ規制の厳しい折だったので、せめて祭壇だけでも豪華にして、家族だけで賑やかに送られました。図らずも家族団圓の時間が持てたと皆で泣き笑いながらのお別れでした。

またあるご当家族は、あまりに突然の別れで家族葬を考えていたのですが、友人・知人に広まってしまい、大勢の人に見送られてのお別れとなりました。故人様を囲うご友人方のお姿にご当家族も励まされ、どこか安心されたご様子でした。

家族葬にしても一般葬にしても、それぞれにご事情や巡り合わせがあり、正解は一つは無いのです。皆様へアドバイス出来ることのあるとしたら、まず「故人様ならどうするだろう？」と考える事。その上で「この選択は心残りにならないか？」と最後は自分の心に問いかける事です。ご供養をしていかれるご家族の心に後悔が残ってしまうと、それが未練となり、苦しさから中々抜け出せなくなってしまふからです。

とは言え、下した決断を他の人からどう思われるだろう？この状況で実現可能だろうか？と不安に思われる方が殆どだと思います。そこで我々の出番です。皆様の希望を叶え、故人様との時間を後悔なく過ごして頂くために、全力でサポートさせていただきます。

今年のお盆は、私達がコロナ禍に見舞われてから丁度3年を経た後のお盆となりました。この間、厳しい規制の中で、予期せぬ形で、親しい人と無急のお別れをした方も多くいらっしゃると思います。

亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、残された皆様の苦しい想いが次世代への教訓となりご供養となるように、葬儀の現場から皆様に寄り添い、力を尽くして参ります。



伊藤沙由貴

### 業績拡大につき

## ドリーマー社員大募集!!



お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験から始めたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)  
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

営業部 基本給 174,000円～(諸手当含む)

調理部 基本給 200,000円～(経験者優遇)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)  
せれもーににおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。



### まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田

まほろば

8月

令和5年

第113号

人と人、心と心。ご縁をつないで50年。

50th  
SINCE 1968  
diamond cooperation



株式会社ドリーマー  
ご葬儀かわら版

0120  
44-5880